

入札監理小委員会
第641回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第641回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年10月5日（火）15：48～17：08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 「横浜第2合同庁舎」の管理・運營業務（財務省）
- （独）日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務（（独）日本学生支援機構）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員

（財務省）

関東財務局横浜財務事務所総務課

糸井 課長

鈴木 課長補佐

池島 合同庁舎管理第2係長

（独立行政法人日本学生支援機構）

留学生事業部

丸山 部長

留学生事業計画課留学生宿舎管理室 笠原 室長

留学生事業計画課留学生宿舎管理室 土屋 室長補佐

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それではただいまから第6 4 1 回入札監理小委員会を開催します。初めに「横浜第2 合同庁舎」の管理・運營業務の実施要項（案）について、財務省関東財務局横浜財務事務所総務課、糸井課長より御説明をお願いします。なお、説明は1 5 分程度でお願いします。

○糸井課長 御紹介いただきました財務省関東財務局横浜財務事務所総務課長の糸井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は横浜第2 合同庁舎の管理・運營業務の実施要項（案）につきまして説明させていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

まずは事業概要について改めて説明させていただきます。お配りしております資料A-4 「契約状況等の推移」を御覧ください。当庁舎の管理・運營業務の業務委託契約は平成2 8 年度から公共サービス改革法による民間競争入札を導入しており、平成2 8 年度から平成3 0 年度までを1 期目、平成3 1 年度から令和3 年度までを2 期目として、現在3 期目となる令和4 年度から令和6 年度の契約締結に向けて準備を進めております。

1 期目を実施した結果、入札説明会参加者から契約規模が大き過ぎるとの御意見があったため、1 期目で一括調達しておりました本件業務を、2 期目では、電気・機械・監視制御設備点検等業務、執務環境測定業務、これらの業務につきましては以下、設備点検等業務と称させていただきますが、この設備点検等業務、清掃業務、警備業務の3 分割を行いまして調達を実施しております。

それでは、前期からの実施要項の変更内容につきまして説明いたします。実施要項（案）が3 種類ございますけれども、業務仕様書以外の部分につきましては基本的にはほぼ同様の内容となっておりますので、A-2-1 「横浜第2 合同庁舎の管理・運營業務（設備点検等業務）における民間競争入札実施要項（案）」に基づき説明させていただきます。

「実施要項（案）」1 0 ページ及び別添参考資料1 「ヒアリング資料」を御覧ください。前回の警備業務の入札は一者応札となったため、入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった3 者にヒアリングを行いました。このうち1 者から、必要員数の確保のため、2 か月程度の準備期間が欲しいとの回答がありました。このため、入札公告日及び開札日を前回より前倒しすることで引継ぎ期間を2 か月確保し、開札日から業務開始日までを中4 5 日から中5 5 日としております。一者応札の改善につきましてはほかにも警備員指導教育責任者の資格要件の削除を行っておりますが、こちらは追って説明いたします。

続きまして2 5 ページを御覧ください。別紙3 「従来の実施状況に関する情報の開示」

につきまして、委託費の①電気・機械・監視制御設備点検等業務の内訳を記載しておりますでしたが、今回から内訳の開示を行っております。清掃業務に関しても同様の変更を行っております。

次に、仕様書の変更点につきまして説明いたします。38ページを御覧ください。6、合理的配慮の提供につきましては、関東財務局全体で外部委託業務の契約書等に合理的配慮の提供に関する記載が求められ、次回契約時から一律に記載する取扱いとなったものです。記載内容は「請負者は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない」というものです。

次に、40ページを御覧ください。14、その他に(12)(13)を追加しております。(12)につきましては、令和5年度以降当庁舎にて大規模な改修工事を予定しており、各業務について管理室と調整を行う必要があると考えられることから記載したものです。警備業務につきましては、通常の警備配置に加え、工事期間中の警備配置についても仕様書に追加しておりますが、こちらは追って説明いたします。

(13)につきましては、感染症や災害発生時等、不測の事態の対応で発生する人件費やその他費用に係る対応について記載しております。具体的には合同庁舎管理室と協議の上決定することとしております。

実施要項(案)3業種の共通事項の説明は以上です。

次に、各仕様書の変更点につきまして説明いたします。引き続き「設備点検等業務の実施要項(案)」58ページを御覧ください。当庁舎においては令和2年2月に当庁舎よりも高い建物が隣接地に建設されたため、令和2年3月31日以降、航空障害灯の点灯義務がなくなり、維持管理が不要となったため、点検対象施設から航空障害灯を削除しております。

続きまして136ページを御覧ください。当庁舎の入退館管理システムにつきましては、メーカーから令和5年度中のOSサポート終了が公表されており、令和5年11月中にリースにより機器の調達を行う予定です。このため、入退館管理システム保守業務につきましては対象期間を令和4年4月1日から令和5年10月31日までとしております。その他の設備点検等業務につきまして詳細の説明は割愛させていただきますが、主に更新や入居官署の増加に伴い増設した設備に係る記載内容の変更を行っております。

清掃業務の仕様書につきましては、清掃部分の床面積等変更のあった数値の修正を行っております。

続きまして、「警備業務の実施要項（案）」37ページ及び参考資料1「ヒアリング資料」を御覧ください。前回契約時に入札説明会に参加したものの、入札に参加しなかった3者にヒアリングを行いました。3者から、資格要件である警備長の警備員指導教育責任者を満たす人員の確保が難しかったとの回答がありました。

これを受け、警備業務の一者応札の改善について、先ほど説明させていただきましたとおり2か月の準備期間を確保したほか、警備員指導教育責任者の資格要件の削除を行っております。具体的には、5、警備責任者の（1）アの警備長の資格要件から「整備員指導教育責任者（警備業務区分1号の施設警備）の資格者証を有する者」の記載を削除しております。併せて、神奈川県庁、横浜市役所、中区役所の警備の入札参加業者計7者に対し、本件入札のセールス及び入札実施要項（案）のヒアリングを行いました。いずれの業者からも実施要項（案）に参入障壁となる項目はないとのコメントを頂いており、幾つかの業者からは入札参加に前向きなコメントを頂いております。また、本年9月にヒアリングを行った業者から前回入札の落札業者が提出した企画書の情報開示請求の相談があり、入札参加に非常に意欲的であることも確認しておりますので、一者応札は解消できるものと考えております。

次に、40ページ、41ページを御覧ください。40ページの通常時の警備体制に加え、改修工事が予定されている令和6年11月1日から令和7年3月31日の警備体制を41ページに追加いたしました。改修工事期間中は地下駐車場が片側通行となるため、通常時と工事期間中の警備体制につきましては入札説明会において参加者に説明予定です。

次に、前回の小委員会で小松委員から御質問のありました事項について回答いたします。参考資料2を御覧ください。資料に記載いたしましたとおり、夜間等の人員配置の見直し、機械設備の導入、交通誘導警備業の資格要件の緩和につきまして検討させていただきましたが、いずれもセキュリティレベルの維持や入居官署の利便性などの観点から実施は困難であると判断いたしました。その上で、警備業務の資格要件緩和につきまして横浜財務事務所内で検討した結果、業務責任者につきましては警備員指導教育責任者を削除し、資格・実務経験を問わないこととしても業務上支障がないと考え、実施要項（案）を変更しております。

実施要項（案）につきましては、設備点検等業務及び警備業務は令和3年9月3日から

令和3年9月16日までパブリックコメントを実施、清掃業務は令和3年9月3日から令和3年9月22日まで意見招請を実施いたしました。その結果、警備業務、清掃業務につきまして資料A-6、パブリックコメントの概要のとおりコメントが寄せられました。

まずは警備業務から説明させていただきます。引き続き「警備業務の実施要項（案）」37ページを御覧ください。1つ目のコメントは、先ほど説明させていただきました警備長の警備員指導教育責任者の資格要件に関するものです。具体的には、警備員指導教育責任者は施設警備員に対し業務処理のポイントを指導教育するノウハウを取得した者に与えられる資格であり、教育指導を担当する警備長は警備員指導教育責任者の資格を保有していることが望ましいというものです。

今回の実施要項（案）では、警備長では施設警備業務検定1級の資格取得、自衛消防業務講習・上級救命講習の修了、及び実務経験5年以上を満たすことを条件としており、当庁舎の警備において求められる能力を満たすものと考えられ、当該資格や実務経験により培われた能力・ノウハウを活用し、警備員の技能向上及び業務処理に対する基準の維持を図ることは可能であると考えられることから、警備長の要件に警備員指導教育責任者の資格保有を加える必要はないと考えております。このため、警備員指導教育責任者につきましては、記載のとおり削除させていただきます。

2つ目のコメントは、改修工事期間中の警備配置に関する質問です。「警備業務の実施要項（案）」41ページを御覧ください。コメント内容は、駐車場の項目の備考欄について、駐車場のポスト数等のうち、4ポスト・1名となっているが、救急時（満車、事故、火災等）の対応を考慮すれば、4ポスト・2名としなければ庁舎全体の警備に支障を来す可能性があるというもので、指摘を踏まえ、実施要項（案）を4ポスト・2名に修正しております。

3つ目のコメントは、先ほど説明させていただきました、障害者への合理的配慮の提供に関するものでございます。「警備業務の実施要項（案）」38ページを御覧ください。合理的な配慮の提供とは具体的にはどのような対応が想定されるのかというコメント内容に対し、庁舎正面入り口の階段やスロープでの歩行補助、筆談や読み上げでの意思疎通、書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりするといった具体例を挙げております。

続きまして、清掃業務のコメントを説明させていただきます。「清掃業務の実施要項（案）」7ページを御覧ください。1つ目のコメントは入札参加資格に関するものでございます。

コメント内容は、入居官署、公共サービスの観点より、ISO27000もしくはプライバシーマークの認定証の提出を提案するというものです。これらの認証は情報セキュリティ、個人情報の保護に関する資格ですが、これらは清掃業務を行う上で必須とされている資格ではないため、競争性の確保のため、入札参加資格に関する事項として同資格認定証の提出については必要ないと考えております。

2つ目のコメントは入札参加資格及び企画書の内容についてのコメントでございます。コメント内容は、実施要項の入札参加資格もしくは企画書の内容において、社会保険加入状況証明、障害者雇用状況の資料の提出義務を設けることを提案するというものです。コメント内容は企画書の内容として評価の対象となるものと思われませんが、競争性の確保のため、入札参加資格に関する事項及び企画書の内容として提出義務を設ける必要はないと考えます。

3つ目のコメントは評価表に関するものでございます。「実施要項（案）」22ページを御覧ください。コメント内容は、評価項目における公共性を追加し、公共サービスを実施する者としての評価を提案するというものです。公共サービスを実施する者としての評価に当たりましては、評価表の審査項目のナンバー6「管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案がされているか」の中で行うことで足りることから、新たな評価項目の追加は必要ないと考えます。

4つ目のコメントは仕様書に関するコメントでございます。「実施要項（案）」38ページを御覧ください。コメント内容は、昨今の社会情勢を鑑み、便所、湯沸室、エレベーター、階段、入退館ゲートにおける作業要領に日常的な除菌、消毒清掃を含めることを提案するというものです。日常的な除菌、消毒清掃につきましては、日常清掃の仕様の中で必要に応じて適宜行うこととしております。このため、作業要領にコメントの内容を含める必要はないと考えます。

以上のことから、今回のコメントを受けての「清掃業務の実施要項（案）」の修正はございません。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それではただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いします。よろしいでしょうか。辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

細かくて恐縮なのですが、実施要項の37ページ目でございます。こちらの(4)業務従事者の資格の(イ)③です。こちらを拝見すると乙種危険物取扱者免状保有者でございますが、乙種は1類から6類ぐらいまでであったと思うのですが、これはどの類でも構わないという御趣旨でしょうか。

○鈴木課長補佐 それでは回答させていただきます。

乙種の下の詳細な分類等までは今回の実施要項上は特に条件としては規定してございません。

以上になります。

○辻副主査 分かりました。もう一点だけすいません。同じく実施要項の136ページ目でございます。136ページの上のほうに入退館管理システム保守業務とございまして、2番目の業務内容の下のほう、赤字の上のパラグラフです。「本システムを安定的に運用するためのシステム全般の保守に関する役務の提供を調達範囲とする」と書いてございまして、システム保守と言われると、初めて参加する人間からするとソフトウェアに関して十分な能力がないとまずいのかなと思ってしまうのですが。このシステム保守の内容についてもちょっと具体的にどこかに実施要項には記載されておりますでしょうか。

○鈴木課長補佐 回答させていただきます。

今御質問いただいた実施要項の136ページの入退館管理システム保守業務の詳細な保守管理の内容につきましては、136ページから143ページにわたっての記載の部分で説明させていただいていますが、これ以上の詳細な内容については今回の実施要項には定めてはございません。

以上になります。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。139ページ目を拝見すると、6番、その他留意事項の(1)の(ア)、これを見ると「保守及び障害対応等に関しては、本システム構築に従事した開発業者と連携し、十分な体制を確保すること」とございます。ですと、恐らくソフトウェアの部分で何か問題があった場合には、受託業者自らが保守業務、つまりソフトウェアをいじって保守する必要はなくて、開発業者にお願いすることができるという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木課長補佐 はい、そのような理解で間違いございません。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○事務局 ほかに何かございますか。小松委員、お願いします。

○小松専門委員 今回の件ですけれども、こういうものは大体システム関係だと、運用のビル管理業者はタッチしないというのが多いのではないかと思うのですけれどもね。だから、実質的にはもう請け負った業者がシステム開発業者かその関連の会社に再度委託するという格好になるのだらうと思うのですけれども。そういうふうにしてしまうと余計な費用が発生するので、こういうものは分離して直接保守管理契約を結ぶのが普通ではないかと思うのですけれども。わざわざこういうふうにされている理由は何かあるのでしょうか。

○鈴木課長補佐 回答させていただきます。

今の現状、このビル入退館の管理システムは当合同庁舎の中で使用させていただいておりました、実際には今の委託業者が実際のシステムの受託業者に再委託して業務を行っている実態にはございます。

○小松専門委員 それだったら、むしろ直接やられたほうがいいのではないかという気はします。恐らくこれはほかの人が見ても分からない話で、大体こういうものは開発したところがメンテナンスするしかできないと思うのですけれども。何か妙といたらちょっと失礼ですけれども、わざわざ一つ余計な業者をかませてやっていることが何か不自然な感じがちょっとするのですね。恐らくほかのシステムも似たような話があるのかもしれないですけれども。こういうコンピューターが絡むような話は普通のビル業者はまず手が出せない話なので、そこはやはり普通は分離して管理されているのじゃないかと思えますけれどもね。ちょっとそこは今どうこうということではないですが、ちょっと検討されたほうがいいと思います。

それともう一点ちょっと伺いたいのが駐車場の件です。これはどういう方が利用される状況なのでしょう。一般の来庁者ということは分かるのですけれども、その方が例えば市民・県民の方なのか、あるいは官庁関係の方なのか、業者なのか、それによっていろいろ状況が違うかと思うのですけれども、まずどういう方が使っておられるかというのを教えていただけますか。

○糸井課長 お答えいたします。

駐車場の利用者は一般の県民の方、それから官公庁、入居官署の人間、それからあとは業者の方、いろいろな方が利用している状況でございます。

○小松専門委員 それで最近の傾向というか、一部かもしれないですけれども、駐車場に関してはもう業者に任せてしまうというのが結構あるのですね。駐車場業者、例えばタイムズとかいろいろありますが、そういう業者が入ってくると、全部自動のナンバー認識そ

の他をやって、警備員をあまり置かなくて済むような駐車場システムを導入してやるというのがあります。その時、例えば一般の方だと料金をもらってその費用に少し充てるとか、そういうやり方をしているところが割に増えてきているように思うのですけれども。そういうふうにすれば、警備員を置かなくても、その業者に一任すれば、機械設備も恐らく業者がセットするのだと思うのですけれども、やるということがあります。実際、私はあるところで、大学病院でしたけれども、そういうものを入れるという話でお手伝いしたことがあるので、ちょっとその辺も今後検討されたらどうかと思います。これは御提案だけで、特にお答えいただけないようでしたらお答えは結構ですけれども。

○糸井課長 まず是一般の来庁者でございますけれども、入居官署の中に横浜地方法務局が入居しておりまして、法務局への来庁者が非常に多い状況でございます。こういった中で、駐車場の回転といいますか、そういった部分は非常に車の出入りが激しい状況になっている現状がございます。

それからあとは業者につきましても、通常の一般からトラックまで非常に車種も多種多様でございます、そういった車の対応を行うことも必要になってございます。実際に車の出入りの状況ですとかそういったものを踏まえまして、いわゆる駐車場システムの導入の可能性ですとかそういったものにつきましては、今後、小松委員の御意見を参考にさせていただきながら、検討は進めさせていただければと考えております。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から確認したい点としては、辻委員と小松委員からお話があったとおり、入退館管理システムの保守業務については別で契約して直接委託などということも検討ということで御意見を頂きましたけれども、早急に検討して回答いただけますでしょうか。そうしましたら、私、事務……。

○糸井課長 承知いたしました。早急に検討させていただいて、回答させていただきたいと思っております。

○事務局 小松委員お願いします。

○小松専門委員 それと類似の話として共用会議室予約システムも入っているのですけれども、これも恐らくつくった業者しか分からない部分があるかと思うので、これも併せて検討いただければと思います。

○糸井課長 承知いたしました。

○事務局 よろしいですか

○糸井課長 はい、承知いたしました。

○事務局 あともう一点、小松委員から駐車場管理について別委託も今後検討していただけないかということをお願いしていますので。小松委員、これは次の実施要項の時よろしいですか。

○小松専門委員 とうか、これは庁舎のほうの方針として外部業者に全部任せて、そうすると料金を取るということが出てくる場合がありますね。よそで車を止めたらお金がかかるのに、ここだとただというのはちょっとサービスし過ぎだという話もなくはないと思うので。そういうことにするとすれば、これは大きな方針転換ということになりますので、簡単に決められる話ではない。全体としてどうされるかということを検討の上で、現行のとおりでいくというのであればそれはそれで構わないと思うのですけれども。恐らくほかのところでもそういうものを導入されているケースもあるかと思うので、ちょっと参考にされて検討いただければと思います。

○事務局 いつまでというのは、今後の長いスパンでということですか？

○小松専門委員 特にどうこうしろと言うつもりはございませんが、そういうケースもあるし、そのほうが合理性が高いのではないかと私は考えているということです。

○事務局 まずは横浜財務事務所内で周りの……。

○小松専門委員 そうですね、先の話になると思うので、どちらがいいとか悪いとか言うつもりはございませんので、ちょっと御検討いただければということです。

○事務局 横浜財務事務所内で周りの状況等も勘案して検討いただければと思います。

○糸井課長 承知いたしました。

○事務局 すぐに回答というわけではないので、検討いただけるようによろしくお願ひします。よろしいですか。

○糸井課長 承知いたしました。

○事務局 委員の方々、この形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 それでは本実施要項（案）につきましては、財務省関東財務局横浜財務事務所におかれまして、先ほどお話のありましたシステムの保守の点検だけ御確認いただき、もし実施要項（案）に必要な修正がございますような場合には、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。修正がないという場合も一応御報告いただけたらと思います。

なお、委員の方々におかれましては、さらなる質問とか確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(財務省関東財務局横浜財務事務所退室)

(独立行政法人日本学生支援機構入室)

○事務局 次に、独立行政法人日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務の実施要項（案）について、独立行政法人日本学生支援機構留学生事業部、丸山部長より御説明をお願いします。なお、説明は15分程度でお願いします。

○丸山部長 よろしくをお願いいたします。日本学生支援機構留学生事業部長の丸山でございます。本日はお忙しい中、お時間を頂きまして誠にありがとうございます。

それでは実施要項について御説明いたしますので、お手元の資料B-2「兵庫国際交流会館の管理・運営等業務民間競争入札実施要項」を御覧ください。なお、時間が限られておりますので、本事業の概要を御説明いたしました後、前回の入札監理小委員会において御指摘を頂戴した箇所を中心に御説明いたします。

それでは説明を始めさせていただきます。まず、本事業の概要につきましては、実施要項の6ページの1. 趣旨について御覧いただければと思います。そちらにございますとおり、兵庫国際交流会館の管理・運営業務につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の目指すところに基づく民間競争入札を、平成22年度から現在まで2回実施しております。

現在実施中の業務委託につきましては、今年6月に行われました官民競争入札等監理委員会の審議による評価は事業を継続することになりまして、本年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象と決定いたしましたため、令和4年4月から令和6年3月までの2年間、公共サービス改革法に基づく民間競争入札による業務委託を予定しております。なお、期間を2年間といたしましたのは、当機構の中期計画の期間と本調達の期間を合わせることで、事業の評価や新たな目標に合わせた調達を適切に行うためでございます。

次に2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項の(1)

本業務の対象施設の概要を御覧ください。兵庫国際交流会館は阪神・淡路大震災をきっかけに建設が計画されまして、平成11年に竣工いたしました。当初は外国人留学生の施設として設置されておりましたが、その後、事業仕分を経まして独立行政法人改革等に関する基本的な方針、またその後、平成26年度のフォローアップの結果を踏まえまして、平成27年4月より国内外の優秀な学生や研究者に生活及び居住の場を提供することに加え、様々な交流事業の実施によって居住者相互や外部の学生、地域住民やボランティアなどとの交流を促進することによって、単なる留学生の宿舎を超えた国際交流の中核拠点施設としての役割を担うことになっております。

施設の所在地は神戸市中央区でございます。敷地については兵庫県からの借地でございます。なお、建物は当機構が所有しております。会館には留学生等が入居する宿舎としまして単身用の160室、夫婦用の38室、合計198の居室。また、貸出施設としまして4室の会議室を備えております。主な居住者といたしましては外国人の大学院生が全体の約8割を占めておまして、そのほかに学部の学生、専門学校生、研究者、日本人の学生や研究者も居住しております。8月現在でございますが、最新の入居率は74.4%となっております。

続きまして7ページの冒頭の(2)本業務の実施方針を御覧ください。本業務の実施方針につきましては、民間事業者が兵庫国際交流会館の施設整備、清掃等の保守管理を効率的・効果的に行うことにとどまらず、留学生等居住者の生活支援、同窓会組織の構築、国際交流推進拠点としての運営などの会館の設置目的を十分理解した上で、事業者の創意工夫を発揮するものとして実施しております。

なお、本業務につきましては入居者管理や厚生補導業務、国際交流活動の促進に加えまして、警備、清掃、施設管理、植栽管理業務等保守管理を一つの管理運営業務として取りまとめ、包括的に民間事業者に委託するものでございます。具体的な業務内容については多岐にわたっておりますが、大きくは5つに分かれます。具体的な業務内容については9ページ以降の表に詳しく記載しておりますが、大きく言いまして、1つ目として入居者の受入れ・管理・厚生補導業務、2つ目としまして会計業務、3つ目としまして施設管理業務、4つ目としまして国際交流活動等の渉外業務、5つ目として窓口業務といった業務に大別されます。

なお、申し上げましたとおり包括的な委託を目指しておりますが、一部の業務を他事業者へ再委託する、または企業グループでの受注も可能としております。その点につきまし

て詳しくは23ページ以降に記載しているところでございます。

なお、今回の実施要項におきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を考慮いたしまして、当会館は外国人が多数居住している場であるとともに国際交流活動を積極的に行うことを目的とする施設であることから、新型コロナウイルス感染防止対策、業務の評価への影響について、(2)の本業務の実施方針に追加して記載させていただいているところでございます。全ての業務に関しまして、新型コロナウイルス感染症の予防及び会館内外における蔓延防止に配慮して業務を実施することを求めた上で、仕様書に記載された過去の実績値のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた期間の値を参考値として考えてよいということ。また、目標値として設定している指標の達成を評価する際にも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮した上で取り扱うことを記載させているものでございます。

続きまして、本業務の仕様におきまして、本年5月に開催されました入札監理小委員会において御指摘をいただきました部分を含めまして、前回から変更した箇所について順に御説明を申し上げたいと思います。

まず、同じく7ページでございます。(3)本業務の内容等の①本業務の内容のア、勤務体制でございますが、受託者の担当者のうち、少なくとも1名について事務職または営業を含む接客業務における指導的な立場の経験が3年以上ある者との条件を追記させていただいております。

先ほど御紹介させていただきました入居率ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、令和元年度については平均で91.8%あったものが、令和2年度は75.6%と15%以上落ち込んでいる状況になっておりまして、現在も70%台ということで低い率になっております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が持続することによって対面授業のために通学する留学生の増加が見込めないため、入居率を上昇させることが、今は非常に厳しい状況になっております。

そういった中で入居率の低下を食い止めるためには、現在業務委託をしている事業者におきましては広報等の取組も実施していただいているところでございますけれども、それと併せて入居者が長く住んでくれるようなきめの細かい対応を実施することでもしてもらっているところでございます。

次期の受託者におきましても、質の高いサービスを提供してもらうことで宿舎の質を向上させて、魅力のある宿舎として入居先に選択してもらう、そして長く居住していただく

ことを考えまして、業務が円滑かつ安心に進められるように業務従事経験のある者を担当に含めるという案を追加させていただいたものでございます。

続きまして8ページを御覧いただければと思います。冒頭にも申し上げましたけれども、本件調達が引き続き民間競争入札の対象となったということでございますが、その最も大きな理由としては、競争性の確保が不十分であるという御判断によるものと認識しております。民間事業者の参入障壁を下げ競争性を確保するための方策といたしまして、入札監理小委員会にて御指摘いただきましたものが、業務従事者として英語力のある者の配置を要件としないことができるのではないかとということでございました。

つきましては、そのような入札監理小委員会での御提案を頂きましたことを踏まえまして、要件を修正させていただいたものでございます。当初の案では、英語圏の大学等への留学基準でございますTOEFL-iBT79点以上という高い語学力を持つ者を少なくとも1名配置することになっておりましたが、御指摘を踏まえまして、英語力のある者を配置しないという提案も可能とすることを追記させていただいております。例えば、通訳サービスを利用するとか、居住者の言語能力を活用するなどの具体的な方法の提案があり、それが実現可能なものであると判断できた場合においては、英語力を保有する者を配置しないことは可能となるということにさせていただいております。そういった実際の応募者からの提案において、遜色ないコミュニケーションが提案されているかについて、企画提案書を機構が設置する技術審査委員会にて審査させていただいて、適切に判断させていただきたいと存じます。

また、英語力がある者を少なくとも1名配置するという場合の提案におきましても、語学要件を下げることにいたしました。先ほど御説明しましたとおり、前回設定しておりました英語力につきましては実用英語能力検定、英検のいわゆる準1級という比較的高いレベルでございましたけれども、これを今回、そちらにございますとおりTOEFL-iBTでいいますと65点以上ということで、これはおよそ英検のレベルですと2級レベルということで、高校卒業程度というところでございますが、そこまで下げさせていただいております。この英検2級相当の条件につきましては、海外滞在の経験があることなどによって語学検定で高い得点を取らなくとも、ある程度高校で勉強する程度の英語力、英会話力や読解力があれば構わないといったようなものを想定しているものでございます。

なお、英語力を有する者を少なくとも1名配置するという文言自体は残させていただいておりますけれども、これについては、英語力の要件について完全に記載しないことで現

場での英語対応が不要であるというような認識をされることを避けるために、文言自体は入れさせていただいているものでございます。

入居率は先ほど申し上げましたとおり、入居率を上げるためには質の高い学生支援、入居者支援を行うことが重要だと考えておりますので、事業者におきましては英語を使う業務であることを前提に、よりよい方法の御提案を頂ければと考えているところでございます。

以上が、前回の入札監理小委員会の御指摘によって実施要項を変更させていただいた箇所でございます。

次に、仕様書の変更箇所について御説明を申し上げます。9ページでございます。業務内容に具体的な業務と参考としまして実績を記載しておりますが、こちらの箇所の修正においてはほとんど実績データの更新でございます。ただ、19ページと20ページにおいて、こちらは点検等のものを書いてございますけれども、こちらにおいては法令に基づく検査の要・不要を再度確認いたしまして、当該施設で必要な検査のみを記載することで修正させていただいております。

また、22ページの(4)を御覧いただければと思います。こちらは管理・運営業務全般に係る業務の項目を新たに追加させていただいたものでございます。こちらにつきましては、総務省行政管理局公共サービス改革推進室におかれまして令和2年3月に入札実施要項標準例が改定されておりますので、そちらの新しい標準例に合わせて挿入させていただいた事項でございます。

続きまして、本業務の実施に当たって確保されるべき質につきまして御説明申し上げます。23ページの(5)を御覧いただければと思います。まず①でございますが、こちらにつきましては「施設の有効活用」を「入居率の確保」に変更させていただいております。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大の影響がまだ不透明でございます。かつオンライン会議等が浸透したことによって、貸出施設の稼働率を確保することを要望することについて事業者にとって重荷になる、参入の障壁になると考えたために削除させていただいたものでございます。

入居率については確保すべき質として残させていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、示した数値より低い結果が出た場合も、こちらについては新型コロナウイルスの影響を加味して評価を行うこととさせていただいております。

②でございますが、入居者の所属大学等を増やす取組を行うことにつきましては、国際

交流の中核的拠点として位置づけを考慮して、前回調達とほぼ同様の内容にさせていただいております。

また、③に貸出施設一次利用に係る新規利用者を増やす取組について書かせていただきましたが、先ほどの①で御説明申し上げましたのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮いたしまして、条件として残すことは不相当と判断し、削除させていただいております。

続きまして24ページの（7）を御覧ください。契約の形態及び委託費の支払い方法について御説明申し上げます。当機構が事業者を支払う委託費のうち、イの業務委託費収入増加分、いわゆるインセンティブを算出する根拠になる基本徴収料金の額につきまして、（5）で申し上げました条件の変更を加味いたしまして、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う収入減を加味いたしまして、修正させていただいております。この基本徴収額が若干ではございますが額が低くなったことによって、業者のインセンティブがより大きくなる形になっていると考えております。

引き続きまして（8）を御覧ください。費用負担等に関するその他の留意事項でございます。こちら先ほど申し上げました入札実施要項標準例に準じまして事項を新たに明記させていただいたものでございます。

また、25ページ、3. 実施期間に関する事項ですが、こちらにつきまして過去の調達では3年間としてまいりましたところ、冒頭申し上げましたとおり、今回予定する調達にしましては当機構の中期計画の終了の期間と合わせまして2年間とさせていただいているところでございます。

続きまして27ページでございます。6. 落札者を決定するための評価の基準及びその他の落札者の決定に関する事項の（1）①、イのcにおきまして、新型コロナウイルス感染症に関する対応案を必須項目として追加させていただきました。その提案内容につきましては加点項目として審査させていただきたいと考えております。そのことにつきましては29ページのオのbに記載しているとおりでございます。

その他、個々の業務におきまして、施設管理業務の警備業務におきまして、土曜日、日曜日及び祝日の夜から朝にかけての警備員を1名増員させていただいていること。清掃業務におきましては、単身棟調理室の換気扇清掃を年2回として追加させていただいております。

以上、説明が駆け足になって申し訳ございませんでしたが、ポイントとなるところを中

心として実施要項（案）の御説明をさせていただきました。今回の市場化テストの実施期間におきましても、本業務ではこれまで以上に公共サービスの質、実施期間、入札参加資格等、また入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づきまして、当機構自ら公共サービスの質の向上やコスト削減等を図る努力をしてみたいと考えているところでございます。

なお、本実施要項（案）につきましては、パブリックコメントの募集を9月10日から23日までの14日間実施したところでございますが、御意見等はいただいております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いします。石田副主査、お願いします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

資料B-4ですが、前回の入札状況について、入札参加を見合わせた3者のうちの1者からヒアリングをしたと。そうすると、実施が困難であることが認められ参加を見合わせたとのことなのですが、何がどう実施が困難だったのかというところは聞かれていますでしょうか。

○丸山部長 お答え申し上げます。

前回、入札参加を見合わせた事業者にはヒアリングをしたところ、業務内容の多さが自社の業務内容に見合わない、また、採算性に欠けると判断したというようなヒアリングの結果が出ております。

先ほど御説明しましたとおり、この事業の業務内容につきましては、建物の管理業務に加えまして、入居者管理ですとか国際交流事業の実施、施設の貸出し、関係機関・教育機関との渉外といった多様な事業が包括的に含まれております。入札説明書を受領した事業者におきましては、いわゆる一般的なビル管理業務と思っていたところ、そのような多岐にわたる様々な業務が含まれていたということについて、自社では対応できないということで入札参加を断念したものと推察してございます。

また、採算性につきましては、先ほど御説明しましたとおり、事業者のインセンティブが多少ではございますけれども増えるような基本徴収額の改定といったことで対応させていただいたところでございます。

以上です。

○石田副主査 御回答ありがとうございました。

そうしますと、その見合わせた理由が業務内容の多さということだったのですが、今回の仕様書の若干の変更によってそれは解消されるとお考えということでしょうか。

○丸山部長 その理由につきましては、先ほど御説明したとおり、本事業については業務を包括的に委託したいということでございますので、特定の業務を切り離して別の事業として実施することは管理運営の妨げになる可能性もあるということです。業務内容の多さにつきましては実施要項では今回は特に変更としては反映していないところでございます。

○石田副主査 ありがとうございます。

この競争性を確保するために、では今まで以上に積極的にいろいろな事業者にお声がけしていただいているという理解でよろしいですか。

○丸山部長 はい。そういった理解で結構でございます。

○石田副主査 そのような声かけの中で、現行の仕様に特に参入障壁になるようなものはないということでしょうかね。

○丸山部長 より多くの事業者に参加していただくことに関しては、例えば地域の大学等の留学生会館のこういった業務を委託されている事業者ですとか、あとは神戸市において中小企業を取りまとめてこういった情報提供をしているようなシステムもございますので、そういったところにもお声がけして、こういった業務に対応いただけるような事業者に幅広く参入いただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

○石田副主査 ありがとうございます。すいません。続けてもう一つよろしいですかね。

○事務局 お願いいたします。

○石田副主査 7/295ページで、(3)①のアの勤務体制で、追加の資格要件を入れていまずよね。これは参入障壁にはならない？あるいはそもそもなぜこれを入れるのか。入れたら本当に効果があるのかということをお教えいただきたいのですが。

○丸山部長 分かりました。本業務につきましては、参加いただく事業者については、同様同種の業務の委託経験があるといったようなところは当初から求めていないところではございますけれども、業務の質を担保する、先ほど申し上げたように質の高い管理業務を実施していただく観点から、そういった経験のある方に実際従事者として入っていただくことが適当ではないかということで、こちらを入れさせていただいたところでございます。

ただ、委員の皆様の御意見で、こちらについて参入の障壁になるのではないかという懸

念があるというようなことがございましたら、こちらについては削除させていただくことも考えたいとは思っております。趣旨としてはそういったことでございます。

○石田副主査 すいません。私の質問の趣旨は、なぜこれをそもそも入れることにしたのかと。何かこれがなかったことによるクレーム等が発生したのでしょうかということを知りたいです。

○丸山部長 現在まで質が確保されなかったことは特にはないですが、先ほど申し上げたように入居率が低い状況も続いておりますし、質の高いサービスを担保するという一方で、ほかの会館との差別化を図れるのが望ましいということで入れたということでございますので、何か特段、現行の運営において支障が出ているということではございません。

○石田副主査 プラス、この要件を入れたら入居率が上がるということも分からないという理解ですか。

○丸山部長 そうですね。あくまでもそこは質の確保ということでの一つの希望的な観測でございます。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

今の石田委員の御意見と関連するのですけれども、同じく7ページ目の今御指摘があった「接客業務における指導的な立場の経験」とございます。この「指導的な立場」という部分ですけれども、もうちょっと具体的に、例えば何かどこかのお店の店長をしていたレベルを要求するのか、それともいわゆるバイトリーダーとかいろいろな範囲があると思うのですが、具体的にこの「指導的な立場」はどのような御期待をなさっていらっしゃるのでしょうか。

○丸山部長 お答え申し上げます。

先ほど御説明いたしましたとおり、一定の経験がある方を入れていただきたいという趣旨でございますので、いわゆる初任者としてこういった業務に携わったということではなくして、そのレベル感としては特に管理職であるとかそういったところまでは想定していませんけれども、いわゆるリーダー的な、先輩的な立場で初任者を指導できるような経験がある人というような想定でございます。

○辻副主査 なるほど、分かりました。ありがとうございます。引き続いて同じく実施要項の8ページ目でございます。真ん中辺り、e、その他と書いてある部分の2行上ですね。

「なお」から始まるパラグラフでございます。こちらを拝見すると、「入居割合の高い国の母語を話す者の配置も望ましく」と書いてございまして、これは具体的に恐らく44ページでしょうか、こちらに入居者の表があるかと存じます。この表を基に、母語を話す者の配置が望ましいと期待なさっているという理解でまずよろしいでしょうか。

○丸山部長 はい、そういった趣旨でございます。

○辻副主査 だとトップのほうに中国がございまして、これも一つ細かい御提案ですけれども、もしも現場でニーズがあるのであれば、例えば、北京語、広東語、それから上海語ですかね、その辺りの細かいところまで指定すると、よりよくクオリティーが高くなるのかなと思いましたので、これは御提案でございます。

○丸山部長 どうも貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

○辻副主査 それからもう一点目でございますけれども、同じく実施要項の9ページ目以降を拝見すると、入居者の募集、選考とございまして、この選考でございます。この選考方法に関して、例えば、特に入居の空いたスペースよりも多くの人、競争が発生してしまった場合、選抜せざるを得なくなった場合に、どういう選抜基準かという部分は何か御準備なさっているのでしょうか。

○笠原室長 笠原から回答いたします。

もし空室が5室に対して10名の応募があった場合を想定した場合、そこは居住者が少ない国・地域であるとか、少ない大学、そういったところを優先して入れております。

○辻副主査 なるほど。その辺りは何か明文化されたマニュアルみたいなものがあって、例えば、受託者のほうでどうしてもたくさんいるの中から選ばざるを得ないとなって悩んでしまった場合、何かマニュアルがあって、それに機械的に従えば滞りなく選抜ができてしまう仕組みになっているのでしょうか。

○笠原室長 兵庫の場合ですと、会館の空き居室に対して現在入居率も低いので、落とすことなく入れるような状況でございます。一応、先ほども申しました、申請者が多い場合の対応につきましては、こちらから受託者にこういった方法でやってほしいという資料を業者が決定してから通知しておりますので、受託者はそれに基づいて行うというところでございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。でしたら、できれば実施要項にも、選抜に当たっては貴機構からそういうマニュアルが提供されるので、特段、選抜に当たって悩むことはないみたいなことを一言書いていただければと思いました。御提案でござい

ます。ありがとうございます。

○丸山部長 どうもありがとうございました。

○事務局 石田副主査、お願いします。

○石田副主査 8/295ページの「英語力を有する者を少なくとも1名配置すること」について、「上記に示した英語力を有さずとも」という追加文を入れていただき、ありがとうございました。

ただ、こちらに入居する方は、45/295ページを見ると、4年制大学等が多いのですよね。学部生ですよね。

○丸山部長 大学院生、学部生といったところが多く。

○石田副主査 ですよね。そうすると、例えば筑波の研究者だと母語が英語でなくても、まあ英語で話す方が多いと思うのですが、学部生の場合、日本語学校に1年2年留学して入ってくる。その44ページを見ると、中国からの方が多いいい、この中国の方が必ずしもそんなに英語が堪能ではないのではないかと思いますね。それは私の所属する大学だと英語を話せない中国からの留学生も結構いるので。

そうすると、やはりこの8ページの「英語力を有する者を少なくとも1名配置すること」というよりは、今、本当にポケトークなど非常に精緻にできているので、多様な入居者のコミュニケーションを良好に図る施策あるいは方法を提示することとしたほうが。英語が話せるからコミュニケーションが取れるのかというのは非常に疑問に思ったのですけれども。いかがでしょうか。

○丸山部長 今御質問のございました入居者の属性でございますけれども、入居者のうち8割が外国人の大学院生となっております。そういったことを考えますと、今、確かに委員御指摘のとおり国籍としては非英語圏の者が多いのですが、大学院で研究している学生ということを考えますと、一定の英語力は有していると考えております。本来であれば様々な言語に対応できるのが理想的であるかと思っておりますけれども、やはり最大公約数的に考えますと日本の方は英語ということでございますので、外国語については英語ということと記載させていただいているところでございます。

○石田副主査 すいません。今、8割が大学院生ということで、ぜひその辺をアンケート調査等で具体的に英語を話せるのかどうかというのですかね。見ると専門学校生もいるし、大学院でも英語で論文を書いているのか、日本語で書いているのか。大学院に行っているから必ずしも英語が堪能とも限らないような気はしますので、ニーズ調査ではないけれど

も、そういうものも。

逆にこれ、英語力を有する者が1名いれば、例えば翻訳アプリを使わないとにつきもさつきもいかないうようなケースもあるのではないかと思うので、どの言語でコミュニケーションを取るのがいいのかというようなニーズ調査もしていただいた上で、これを残すのかどうか今後御検討いただければと思います。

以上です。

○丸山部長 ありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますでしょうか。石村委員、お願いします。

○石村専門委員 資料B-2の44/295ページ。これからすると中国の学生がかなりの比重を占めているなど。特に直近でいえば3年度は130人のうち64人が中国からの学生となっていますよね。一番気になったのは、3年前は190人いたのが160人になり、130人になり、恐らくですけども100人に行くだろうなど。100人を切れるんじゃないかと。

○丸山部長 はい。

○石村専門委員 つまり、このままいくとゴーストタウン化するのだろうなど、この人数の推移から思ったのです。で、先ほどから、資料B-1の3. 従事者の資格要件ということで、いろいろ指導的な立場とか、あるいは英語の資格が云々と言っているんですけど、私は根本的にやはりちょっと考えてもらったほうがいいのではないかと。具体的に言えば、具体的な対策としてこれは外国人向け、要は外国人の留学生という形で利用してもらっていると。

ただ、今後どうなるかということ、私は減ることはあっても増える、回復する可能性は少ないのではないかなとちょっと考えていまして。それはなぜかということ、コロナや何かもそうですし、あともう一つ、やはりこういう形でオンライン教育や何か普及し始めているし、実際こういう形で我々もオンラインで会議をしていますよね。

先頃、私はオンラインサロンに入っていて、お昼休みに話をしていたんですけども、その時話していたのは、ニューヨークと香港と上海とシンガポール、あとパリとロンドンに在住の人が話をしていたのですね。わざわざ日本に来る学生がこれから増えるのかなと。特に中国ですよね。特にスマホや何か普及しているんで、いやちょっとこれは難しいんじゃないかと。つまり、要はもし入居者を確保するのであれば、日本人が住んでもいいよという枠をもうちょっと増やさないと駄目なんじゃないかと。35,000円ですよ、家賃。

○丸山部長 はい。

○石村専門委員 だから、日本人の学生枠をちょっと増やすような形にして、入居者を増やさない。だってゴーストタウンになっているようなマンションとか寮に誰が住みたいと思います。当然、中国や何かはスマホとかSNSが普及しているので、あつという間に広まっちゃうのですよ。ここはもうゴーストタウンだよ。全然つまんないよ。これです。入ってくれる人はいますかね。いないと私は思うので。

一番大事なことは、あともう一つ、広報活動で加点や何かしてというお話があったら、業者にしてみれば、いやどうすることもできないような条件の中で、広報活動なんかしても無駄ですよ、はっきり言って。むしろ日本人枠を。これはこのまま減る可能性が高いので。例えば100名、50名。今、日本人で住まれているのは、この表からすると12名ですよ。44/295ページの先ほどの資料によると12人じゃないですか。

これをもし入居者が100人を切れるような可能性が出てくるのだったら、私は思い切ってもう50名までとかやってあげないと、これは事業者の人もどんなに頑張っても広報活動しても、さっき言ったようにオンラインサロンでもう筒抜けなのです。だって、お昼休みでこういう形で会って、話しして、どう、みたいな話ししているのですよ。それこそジャストタイムで。うちはコロナはこうでさあ、みたいな。ニューヨークどう、みたいな。

そういう状況の中でもう情報は行き渡っている。で、SNSでね。これ入居者半分なんて、そんな寮のところに誰も住もうとなんて思わないですって。だから根本的にその部分を変えないと、さっきの英語の要件とか。

あと私は思うけれども、こういう形でオンラインサロンの仲間ができてから、これから海外から来るはずなので。英語ができなくても、「すみません。日本人の友達に話ししてもらいます」と言って、恐らくスマホを見せて、「ちょっと話してくれる」と言って、話は通すと思いますよ。少なくとも私や何かはそうだし。逆に「今度シンガポールに転勤するので、ちょっと案内してくれる」という話や何かもお昼休みに出ていたんで、実際。

だから根本的な考え方をそこで考えないと。これ、一番大事なものは入居者を確保しないと、何の意味の会館なのだと。ゴーストタウンになっただけなのですかと。それ、まずいですねと。であれば、大本の、例えばこれ、恐らくもう100人切れる可能性はかなり高いかと私は考えているので。そうなったら、やはり日本人でも50名までだったら入居可能なようにしてあげるとか。学生の下宿として一般の日本人でも50名までだったらいいよという話になったら、大学に出せば、家賃35,000円だったら入ると思うので。むしろ人を埋めるといって根本的な部分を考えてあげないと、英語の要件やらとか、そんなことを変えたって、

広報活動をしたって、入らないと思いますよ。そこをちょっと考えてあげてもらえませんかというお願いです。

○丸山部長 ありがとうございます。貴重な御意見を頂きました。今の委員の御指摘、日本の留学施策そのものに関わるような非常に重たい御指摘だったかと思います。まさにポストコロナ禍におけます留学生受入れ施策をどうするかということについては、今、文部科学省でも検討しているように聞いておりますので、そういったことも踏まえながら、留学の在り方自体が変わってくれば、この事業自体の在り方も見直さなければいけないことは当然でございますので、今頂いたような御指摘も含めて、留学生宿舎、そもそもの立付けとしてどうあるべきかということについても検討していく必要があると認識しております。どうもありがとうございます。

○石村専門委員 よろしく申し上げます。

○事務局 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 まず1点目でございます。議論いただきました英語力の要件の部分でございますが、こちらにつきましては委員の御意見も踏まえて再度検討いただくということでよろしいでしょうか。

あと2点目でございますが、その点よりも大きな問題として、根本的に会館の運営自体に関わる部分について御意見がございました。この点につきましては、機構からも御説明がありましたとおり、文部科学省でも今現在そういったことについて検討しているということのようでございますので、今の段階で機構で御判断は難しいかと思っておりますので、その辺りも踏まえて、今後の検討課題として記録させていただくということでよろしいでしょうか。

以上2点が大きな点でございます。

○事務局 委員の皆様、よろしいでしょうか。はい。

日本学生支援機構、大丈夫ですか。

○丸山部長 結構でございます。

○事務局 はい。では検討いただけますか。

それでは石田副主査、お願いします。

○石田副主査 申し訳ありません。7/295ページの資格要件の追加のところで「指導的な立

場の経験が3年以上ある者とする」というけれども、これは結構抽象的で、何をもって指導的なのかはやはりちょっと分かりづらいものがあると思うのですけれども。先ほど機構の方からの御説明では、外してもいいというようなお話もありましたが、それはどうされるのでしょうか。

○丸山部長 こちらにつきましては委員の皆様方の御指摘を頂きましたので、削除する方向で進めさせていただきたいと思えます。

○石田副主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかの委員の皆様、よろしいですか。

それでは古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 それでは本実施要項（案）につきましては、独立行政法人日本学生支援機構におかれまして、引き続き今の2点、指導的立場のほうは削除いただくという形で削除いただいて、英語要件については再検討して、修正するかどうかについて事務局を通して各委員が確認させていただいた後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(独立行政法人日本学生支援機構退室)

— 了 —